

工事成績評定表の改定概要

平成 25 年 4 月 1 日に改定した新潟県土木部請負工事成績評定実施要領を受け、これまでの新潟県の一部改定内容も含め、土木・建築等の工事成績評定を全面的に見直すものとする。

1. 土木・建築等共通の主な改正内容

(1) 評価段階の細分化

これまでの 5 段階評価は、一段階評価が異なることによる評定点の差異が大きく、特定の段階の評価に偏る傾向があったことから、評価段階を細分化し、きめ細やかな評価を行えるよう変更する。

改定点

- ・ 検査職員の出来形及び品質の評価段階を 5 段階から 7 段階評価に変更
- ・ 係長等の「地域への貢献等」の評価段階を 3 段階から 5 段階に変更

(2) 評価配分の見直し

一部の考査項目について、評価が特定の段階に偏っていたため、バラツキが少ない考査項目の配点を減じ、バラツキの大きい考査項目の配点を増やすよう変更する。

改定点

- ・ 「施工体制」項目で、監督員の配点配分を見直した。
- ・ 「施工状況」項目で、監督員の配点を増やし、係長等の配点を減じた。
- ・ 「出来形及び出来映え」項目で、監督員の配点を増やした。

(3) 「高度技術」の見直し（「工事特性」に変更）

都市部での工事や、期間の長い工事、維持工事は安全の確保や各種調達等について困難であることが想定されることから、その履行が的確に行われた場合に、より積極的に評価するよう変更する。

改定点

- ・ 特異な技術といった観点から、施工困難等の工事特性への対応を評価する観点に、評価対象項目の記述を見直した。
- ・ 「高度技術」から「工事特性」に名称変更する。
- ・ より広い視野からの評価とするため、評価者を監督員から係長等に変更する。

(4) 成績評点

監督員

- ・ 「高度技術」が削除され、13 点が 0 点に 13 点の減点
- ・ 「施工体制」が 3 点から 4 点に 1 点の増点
- ・ 「施工状況」が 5 点から 15 点に 10 点の増点
- ・ 「出来形及び出来映え」が 4 点から 9 点に 5 点の増点

係長等

- ・ 「施工状況」が 25 点から 5 点の 20 点の減点

・「工事特性」が新設され、20点の増点

(5) 評価内容

語句の修正も含め、新潟県の評価内容に準拠し、評価項目、評価項目数及び評価基準を見直した。

2．土木関係の主な改正内容

(1) 技術提案履行の確認

総合評価方式に対応するため。検査時に技術提案の履行状況確認を行う項目を追加した。

(2) 「Made in 新潟」への加点点評価

「NETIS」や「Made in 新潟」などの新技術を採用した場合、新潟県に準拠して「創意工夫」の新技術活用の項目で加点を行うこととした。

(3) 新工種の追加等

- ・検査員の「品質」及び「出来映え」考査項目に新規工種（33工種）を追加した。
- ・従来別途評価としていた「ガス水道 機械設備工事・電気設備工事」を追加した。

3．建築等関係の主な改正内容

(1) 品質及び出来映えにおける評価対象項目の統一

監督員の「品質」項目及び検査員の「品質」・「出来映え」項目について、建築工事で「新築」と「改修」に分離していたものを「建築工事」に統一した。